国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則

(昭和三十四年五月六日厚生省令第十三号)

改正:昭和四十六年七月一日総理府令第四十一号、平成元年五月二日総理府令第二十二号、平成十一年三月 三十一日総理府令第二十六号、平成十二年八月十四日総理府令第九十四号、平成十四年八月一日環境 省令第十九号、平成二十二年九月三十日環境省令第二十号

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則を次のように定める。

(通則)

第一条 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑(以下「国民公園」という。) 千鳥ケ淵戦没者墓苑(以下「墓苑」という。)並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地(以下「慰霊碑苑地」という。)の管理に関しては、この規則の定めるところによる。

(許可行為)

- 第二条 国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次の各号に掲げる行為は、環境大臣の 許可を受けなければしてはならない。
 - 一 物を販売し、又は頒布すること。
 - 二 業として写真を撮影すること。
 - 三 興行を行うこと。
 - 四 集会を催し、又は示威行進を行うこと。
 - 五 池又はほりに鳥類又は魚類を放すこと。
 - 六 池又は堀で舟を使用し、又は使用させること。
 - 七別に定める施設を使用すること。

(許可申請書)

第三条 前条の許可を受けようとする者は、別記様式第一による許可申請書を環境大臣に提出 しなければならない。

(禁止行為)

- 第四条 国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 い。
 - 一 植物を採取し、又は損傷すること。
 - 二 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - 三 工作物を汚損すること。
 - 四 立入禁止区域内に立ち入ること。
 - 五 指定以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はけい留すること。
 - 六 公共便所以外の場所において大小便をし、又はこれをさせること。
 - 七 池又はほりで遊泳すること。
 - 八 指定以外の場所にごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - 九たき火をすること。
 - 十 広告物又はこれに類するものを掲示し、又は設置すること。
 - 十一 寄附金を募集すること。
 - 十二 前各号に掲げる行為のほか、職員が国民公園、墓苑又は慰霊碑苑地内の行為と して適当でないと認めて制止する行為
 - 2 職員は、前項各号に掲げる行為をした者に対しては、退園を命ずることができる。

(入園拒否等)

第五条 職員は、泥酔している者その他公衆に嫌悪の情を催させ、若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者の入園を拒み、又これらの者に退園を命ずることができる。

(公開日時)

- 第六条 新宿御苑、墓苑及び慰霊碑苑地の公開日時については、別に定める。
 - 2 環境大臣は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による新宿御苑、墓苑及び 慰霊碑苑地の公開日時を一時的に変更することができる。この場合においては、入口に この旨を掲示する。

(施設の使用料等)

- 第七条 国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内の施設で別に定めるものを使用しようとする者は、 使用料を国に納めなければならない。
 - 2 新宿御苑に入園しようとする者は、入園料を国に納めなければならない。
 - 3 前二項の使用料及び入園料は、別に定める。

(フレキシブルディスクによる手続き)

第八条 第三条の規定による許可申請書の提出については、当該許可申請書に記載すべきこと とされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二のフレキスブルディスク提出書を提出することによって行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

- 第九条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
 - ー 日本工業規格 X 六二二一に適合する九十ミリメートルフレキスブルディスクカートリッジ
 - 二 日本工業規格 X 六二二三に適合する九十ミリメートルフレキスブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクへの記録方式)

- 第十条 第八条に規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
 - トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二五
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X○六○五
 - 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X○二○八付属書ーによる
 - 2 第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及び X〇二〇八による図形文字並びに日本工業規格X〇二一一による制御文字のうち「復帰」 及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

- 第十一条 第八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三による ラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
 - ー 申請者の氏名又は名称
 - 二 申請年月日

附 則

- 1 この省令は、公布の日(昭三十四年五月六日)から施行する。
- 2 国民公園管理規則(昭和二十四年厚生省令第十九号)は、廃止する。

別記様式第一(第三条関係)

物品販売頒布・写真撮影・興行・集会 示威行進・放魚放鳥・舟遊・施設使用 } - 許可申請書

申請者

住所

職業

氏名 印

- 一 目的
- 二 日時又は期間
- 三 場所又は施設
- 四 物品販売頒布、写真撮影又は興行にあっては、その内容
- 五 興行、集会、示威行進又は施設使用にあっては、予定人員
- 六 放魚又は放鳥にあっては、魚類又は鳥類の種類及び数
- 七 工作物又はこれに類するものを設置するときは、その位置及び形状
- 八 申請者において料金を徴収するときは、その額及び方法

右のとおり国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則第3条の規定により申請します。

平成 年 月 日

環境大臣殿

(備考)申請者が法人である場合にあつては、「住所」については主たる事務所の所在地を、「職業」については主たる事業を、「氏名」については名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

別記様式第二(第八条関係)

フレシキブルディスク提出者

申請者

住所

職業

氏名 印

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則第三条に規定する許可申請書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを別添のとおり提出します。

平成 年 月 日

環境大臣殿

(備考)申請者が法人である場合にあつては、「住所」については主たる事務所の所在地を、「職業」については主たる事業を、「氏名」については名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。